

豊岡市社会福祉協議会子ども食堂・地域食堂運営助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊岡市社会福祉協議会（以下「本会」という）が、子どもから高齢者まで地域のつながりを目ざし、孤食の解消、豊かな食材による食育、また地域の多様かつ多世代の地域交流の場とした子ども食堂および地域食堂（以下「食堂」という）を運営する団体に対し、共同募金配分金を財源に交付する助成金について具体的な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、豊岡市内に住所を有する地域住民で組織し活動する団体、又は豊岡市内で活動する団体が、豊岡市内において食堂を開設し運営するものとする。ただし、開設から12ヵ月経過後に申請できるものとする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、食堂を開設し、その運営を行う事業のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 豊岡市内で実施すること。
- (2) 感染症等で開催できない場合を除いて、原則、年間6回以上は開催すること。
- (3) 食品衛生管理を十分行い、安全に食事を調理し、提供を行うこと。
- (4) 子どもや高齢者などさまざまな世代や多様な立場の人が安心・安全に過ごせる場所とすること。
- (5) 利用した方の様子を見守り、必要に応じて各種関係機関と連携をとること。
- (6) 政治、宗教、営利活動を目的としないこと。
- (7) 利用者（子どもは無料でも可）から利用料を徴収すること。ただし、食事の実費程度の利用料とすること。
- (8) 地域住民が参加しやすい曜日や時間帯等を配慮し開催すること。
- (9) 地域住民が幅広く参加できるように広報周知（SNS等を含む）を行い、実施主体である団体等の関係者しか参加できない運営を行わないこと。

(助成金額)

第4条 助成金額は、30,000円以内とする。ただし、10月以降の新規申請については、助成金額は15,000円以内とする。

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、子ども食堂・地域食堂運営助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）と子ども食堂・地域食堂運営事業計画書及び収支予算書（様式第2号）に、次の掲げる書類を添えて、本会理事長（以下「理事長」という）に提出しなければならない。

（1）団体名簿（任意様式）

（2）振込先通帳の写し（金融機関名・口座番号・名義の分かる表紙裏面の写し）

（助成金交付の決定及び通知）

第7条 理事長は、助成金申請書を受理したときは、その事業内容を審査の上、助成の可否を決定し、子ども食堂・地域食堂運営助成金交付決定通知書（様式第3号）を団体に通知するものとする。

（事業報告）

第8条 助成金の交付を受けた団体は、当該年度の事業が終了したときは、子ども食堂・地域食堂運営事業報告書及び収支決算書（様式第4号）を理事長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 理事長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受け、又は交付を受けようとしたとき

（2）この要綱の規定に違反したとき

（助成金の返還）

第10条 理事長は前条の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、返還を命じることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めのない事項については、必要の都度理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。